

第五十号議案

訴えの提起について

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

訴えの提起について  
左記のとおり訴えを提起する。

記

一 訴訟の相手方

被告 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金の借受人 甲

甲の連帯保証人 乙

二 訴えの内容

甲は、平成十一年二月十六日付けで福祉部すこやか熟年課において、甲及びその家族が居住する住宅の増改築資金として江戸川区三世代同居住宅資金貸付金の借入れの申込みを行い、同年四月一日付けで六百五十万円の貸付けを受けた。

甲は、分割返済を約したが、平成十四年十二月二日付け納期限の第三十七回返済分以降について、平成十九年十一月三十日に当該償還金の一部を支払ったのを最後に、それ以後の支払いを怠り、以後、再三の督促にかかわらず、償還金を支払うことがなかった。

また、甲の連帯保証人である乙は、再三の督促にかかわらず、償還金を支払うことがなかった。

甲及び乙は、返済の意思を示さないことから、江戸川区は甲及び乙に対し、借用証書で定める六箇月以上元利金の返済をしなかったときに該当するとして、

平成二十二年五月十一日付けで償還期限の利益を喪失させる旨の通知を行った。  
これにより、江戸川区は甲及び乙に対し、未納額すべての元金五百十八万六千六百五十円及びその利息並びに延滞金の支払いを求める訴えを提起する。

### 三 訴訟遂行の方針

本訴訟において、必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるとする。

### （説明）

訴えを提起する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。